

稲作生産情報第7号

令和8年9月9日
青森県「農林水産力」強化本部

- 登熟状況を見極めて適期に達したら速やかに刈取りしよう！
- 適期刈取りと適正な乾燥調製で良質米生産に努めよう！
- 倒伏や浸水等した場合は、別々に刈取り・乾燥調製しよう！
- ツキノワグマ出没警報発令中なので、農作業の際は、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めよう！

1 刈取適期の予測

刈取始期の目安となる積算気温 960℃到達日は、各市町村の出穂最盛期から算出すると、津軽中央、津軽西北地域は9月10日～15日頃、県南内陸、県南中央地域は9月10日～18日頃、県南北東部地域は9月16日～28日頃、津軽半島北部地域は9月22日～23日頃、下北地域は9月23日～26日頃と予想される（下表）。

また、出穂始めから算出すると、さらに4～5日程度早まるものと予想される。

9月3日仙台管区气象台発表の1か月予報によると気温が高い見込みであることから、刈取始めは出穂後積算気温の到達日より早まる可能性がある。

表 アメダス観測所の出穂後積算気温到達日の予想

市町村名	出穂始め				出穂最盛期			
	月日	960℃	1,200℃	1,300℃	月日	960℃	1,200℃	1,300℃
青森市	7/30	9/8	9/20	9/26	8/3	9/13	9/25	10/1
外ヶ浜町	8/5	9/18	10/3	10/10	8/8	9/22	10/8	10/15
今別町	8/6	9/19	10/3	10/10	8/9	9/23	10/8	10/16
弘前市	7/28	9/7	9/19	9/24	8/1	9/11	9/24	9/30
黒石市	7/28	9/8	9/20	9/26	8/1	9/12	9/25	10/1
大鰐町	7/29	9/10	9/24	9/30	8/2	9/15	9/29	10/6
五所川原市	7/27	9/5	9/17	9/23	8/1	9/11	9/23	9/29
鰺ヶ沢町	7/26	9/5	9/17	9/23	7/30	9/10	9/22	9/28
深浦町	7/26	9/5	9/17	9/22	7/30	9/10	9/22	9/28
中泊町	7/27	9/7	9/19	9/25	8/1	9/12	9/25	10/1
十和田市	7/28	9/10	9/23	9/29	8/1	9/14	9/28	10/4
三沢市	8/5	9/18	10/2	10/8	8/13	9/28	10/14	10/21
野辺地町	7/30	9/12	9/25	10/1	8/3	9/16	9/30	10/6
六ヶ所村	8/4	9/19	10/3	10/10	8/8	9/24	10/10	10/18
むつ市	8/5	9/18	10/3	10/9	8/9	9/24	10/9	10/17
むつ市脇野沢	8/5	9/18	10/2	10/9	8/9	9/23	10/8	10/15
東通村	8/6	9/20	10/5	10/12	8/10	9/26	10/11	10/19
八戸市	7/31	9/12	9/25	9/30	8/6	9/18	10/2	10/8
三戸町	7/25	9/6	9/18	9/24	7/29	9/10	9/23	9/30

注) 9月6日まで本年値、以降は平年値で算出。

蟹田は外ヶ浜町、碓ヶ関は大鰐町、市浦は中泊町、脇野沢はむつ市、小田野沢は東通村の出穂期。出穂後積算気温からみた刈取適期の目安は「まっしぐら」が960℃～1,200℃程度、「はれわたり」が970℃～1,300℃程度。

2 収穫作業の準備

- (1) コンバインや乾燥調製施設等の掃除・点検・整備や試運転は早めに実施する。
- (2) ほ場内の排水溝設置や排水路の整備を行い、降雨に左右されず適期内に収穫作業ができるようにする。
- (3) 生産組織や大規模農家などでは早めに作業計画を立て、収穫作業が遅れないようにする。

3 刈取り

- (1) 刈取適期（刈取始め）の判断は、出穂後日数や出穂後積算気温がおよその目安となるが、籾数の多少や稔実状況によっても刈取適期が異なる。
刈取りに当たっては、ほ場ごとに籾の黄化程度を観察するとともに、部分刈りを行い、青未熟粒の混入割合を調査する。また、補助的な目安として枝梗の黄化程度、籾水分等も考慮し総合的に判断する（下表）。
- (2) 刈取りが遅れると、胴割粒や茶米粒等の被害粒が増加して品質が低下し、その程度は遅くなるほど強まるため、収穫適期に達したら、速やかに刈取る。一方、刈取りが早すぎても、青未熟粒や死米の混入が多くなり収量・品質が劣るので留意する。
- (3) 「はれわたり」は胴割粒の発生が少ない品種であり、通常年では胴割粒歩合がかなり低いが、夏季高温年であった令和3年は刈取時期が遅くなるほど胴割粒の発生が増加する傾向があったため適期内に刈取る。
- (4) 倒伏した稲は、品質の低下が懸念されるので、できるだけ早く株起こしを行い、別に刈取る。
- (5) 浸水や冠水したほ場については、品質等に影響がないよう、できるだけ動力噴霧器等で散水し、稲に付着した泥を洗い流すとともに、別々に刈取り・乾燥調製する。
- (6) 刈取り後、水分が高い籾を長時間堆積しておくと、ヤケ米や発酵米などの着色粒が発生し、品質低下の原因になるので、早めに乾燥する。
- (7) 刈取る品種が切り替わる場合は、機械の清掃を徹底し、異品種の混入を防止する。

表 刈取始期の判断の目安

項目	判断の目安
出穂後日数	「まっしぐら」、「はれわたり」は出穂後 45～50 日頃
出穂後積算気温	「まっしぐら」は平均気温の積算が 960℃に達した時期 「はれわたり」平均気温の積算が 970℃に達した時期
籾の黄化程度	ほ場全体の籾が 90%程度黄化した時期
青未熟粒の混入割合	玄米(1.9 mm選別)中に占める青未熟粒歩合が 10%程度まで減少した時期
枝梗の黄化程度	枝梗の 3 分の 2 程度が黄化した時期
籾水分	籾水分が 25～26%程度まで減少した時期

4 乾 燥

- (1) 乾燥中の籾水分は、乾燥機による自動測定だけでなく手持ちの水分計も併用して正確に測定し、玄米水分 15%を目標に仕上げる。過乾燥は、胴割粒の発生や品質・食味の低下につながる所以、こまめな水分測定で適正な乾燥に努める。
- (2) 乾燥機では、乾燥作業時間を通した毎時の乾減率が 0.8%前後を目安とする。籾水分が 20%までは毎時の乾減率を 1.0%に、籾水分 20%以下になったら 0.6%を目安に管理する。

なお、胴割粒発生の恐れがある場合は、通常の場合より乾燥温度を下げ乾燥する。

- (3) 自然乾燥では、過乾燥による胴割粒の発生を防止するため、脱穀時期を逸しないよう注意する。また、降雨が続き乾燥が不十分な場合は、乾燥機で仕上乾燥を行う。

5 調 製

- (1) 粳ずりは、穀温が高い状態で行うと肌ずれ米の発生が多くなるので、常温まで下がったのを確認してから行う。
- (2) 米選機の網目は 1.9mm を使用し、適正な流量を守り、整粒歩合 80%以上を目標に調製する。

6 農作業事故の防止

- (1) コンバインなどの移動や粳の運搬作業等のために作業機がほ場へ出入りする場合は、足場の安全を十分確かめてから行う。
- (2) 作業中に機械を調整したり故障等で点検・修理する場合は、必ずエンジンを停止してから行う。
- (3) 近年、薄暮時の道路上で自動車に追突される事故が増加しているので、トラクターやコンバイン等には、反射シール等を取り付けるなどにより追突事故を防止する。

7 稲わらの処理

- (1) 平成 22 年 6 月に制定された「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」において、「農業者は、稲わらは焼かずに、土づくりや畜産農家への提供などで有効利用に努める」と定められている。
- (2) わら焼きの煙は、人の健康を害したり交通の妨げになるばかりでなく、誘致企業の操業や観光産業など、あらゆる社会活動の障害となる。わら焼きは絶対に止めて、水田へのすき込み・堆肥化・家畜の飼料等として活用する。
- (3) 稲わらのすき込みは、堆肥と同等の効果が期待できるので積極的に行う。ただし、施用に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 石灰窒素等の腐熟促進資材を散布し、刈取り後できるだけ早めに耕起深 5 ～ 7 cm 程度ですき込む。
 - イ やむを得ず春すき込みとする場合は、石灰窒素を秋に散布する。
- (4) 気象条件が厳しく初期生育が確保しにくい地域や湿田では、稲わらのすき込みは行わず、堆肥化して施用する。

8 その他

- (1) コンバインの走行跡やくぼ地等に滞水するような水田では、翌春の耕起を容易にするため、溝切りを行う。
- (2) 秋耕は、雑草の発生抑制や土壌からの窒素供給が多くなる（乾土効果）などの効果が期待できるので、積極的に実施する。

~~~~~「はれナビ」、「まっしナビ」の収穫適期マップを活用しよう~~~~~

対象地域：津軽地域、県南地域

対象品種：「はれわたり」、「まっしぐら」

公開時期：令和8年8月下旬

※快晴時の撮影が必要なことから、天候の状況によっては公開日が遅くなることや、公開範囲が限定される場合があります。

利用端末：PC、スマートフォン、タブレット

閲覧方法

以下のURLかQRコードで「あomorい米収穫支援システム」にアクセス。

ID、パスワードは不要です。

URL：<https://aomorimai-sien.jp/index.html>



QRコード

~~~~~ツキノワグマ出没警報発令中！！（4月20日～11月30日）~~~~~

- 1人での作業できるだけ避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。詳細は県ホームページをご確認ください。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuui.html)

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。他県で開発された品種は、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<https://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~~

- 農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。
 - 「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、自然災害等による収穫量の減少に対する損害を補償します。
 - 「農業経営収入保険」は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補填の対象となる総合的なセーフティネットです。（青色申告の実施が要件。1年分の実績があれば加入できます。）
- ※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問合せください。

~~~~~環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょう~~~~~

- みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度【みどり認定】が始まっています。認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の優先採択などのメリットがあります。
- 申請・お問合せは、最寄りの農林水産事務所にご相談ください。  
([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori\\_kihontekinakeikaku.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html))



|      |                  |
|------|------------------|
| 連絡先  | 農産園芸課稲作・畑作振興グループ |
| 県庁内線 | 5073             |
| 直通   | 017-734-9480     |